

○総務省令第六十七号

電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月八日

総務大臣 新藤 義孝

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の十五第一項ただし書中「第三号」の下に「、第五号の二」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 法第三百三条第二項の規定に基づく総務大臣の権限

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三中「すべて」を「全て」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害等により運用が困難となつた無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となつた日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。

第二十四条の三第二号中「年月日」の下に「（この項ただし書の規定により提出された場合には、廃止した年月日）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。

第三十二条第十三号中「第二十四条の三」を「第二十四条の三第一項」に改める。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次

のように改正する。

第八条第一項第一号中「箇所」の下に「（体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）」を加え、「（当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法）」を削り、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特定無線設備に表示を付す場合」を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、「当該特定無線設備」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。
- 一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不

合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができ
るようにする方法

第八条の二中「法第三十八条の七第三項」を「法第三十八条の七第四項」に改める。

第二十条第一項第一号中「箇所」の下に「（体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）」を加え、「（当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法）」を削り、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特定無線設備に表示を付する場合」を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、「当該特定無線設備」の下に「又は当

該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付することが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

第二十七条第一項第一号中「箇所」の下に「（体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付することが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）」を加え、「（当該表示を付す

ことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法）を削り、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特定無線設備に表示を付する場合」を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、「当該特定無線設備」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができる

るようにする方法

第三十六条第一項第一号中「箇所」の下に「（体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）」を加え、「（当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法）」を削り、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特定無線設備に表示を付す場合」を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付す場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、「当該特定無線設備」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。
- 一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不

合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができ
るようにする方法

第四十一条第一項第一号中「箇所」の下に「（当該表示を付すことが困難又は不合理である特別特定無線設備にあつては、当該特別特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）」を加え、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特別特定無線設備に表示を付する場合」を「特別特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、「当該特別特定無線設備」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする

る。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付することが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができ
るようにする方法

様式第七号注1及び様式第十四号注1中「5ミリメートル以上（体積が100cc以下の浦添設備にあつては、直径3ミリメートル以上）」を「3ミリメートル以上」に改める。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第四条 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同条に次の二項を加える。

6 法別表第四第三号の総務省令で定める陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士とする。

7 前項の陸上特殊無線技士の資格を有する者は、海岸局、航空局、船舶局及び航空機局以外の無線設備等の判定に限って行うものとする。

第五条第五項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

附 則

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）から施行する。